

別表第1（その2）（第3条関係）

工 事 成 績 評 定 書（建築）

契約番号		工種		担当課		完了日	年 月 日
工事名		受注者				検査日	年 月 日
路線等の名称		現場代理人					
工事場所		監理(主任)技術者					
工期 当初	年 月 日 ~ 年 月 日	契約金額 当初					
工期 変更後	年 月 日 ~ 年 月 日	契約金額 変更後					

考 査 項 目		監 督 員							担当係長							検 査 員													
		氏名							氏名							氏名													
項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1		0.5		0	-5	-10																					
	II. 配置技術者	3		1.5		0	-5	-10																					
2. 施工状況	I. 施工管理	4		2		0	-5	-10								5		2.5		0	-7.5	-15							
	II. 工程管理	4		2		0	-5	-10	5		2.5		0	-7.5	-15														
	III. 安全対策	5		2.5		0	-5	-10	5		2.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対外関係	2		1		0	-2.5	-5																					
3. 品質及び 出来ばえ	I. 品 質	5		2.5		0	-2.5	-5								12	9	6	3	0	-12.5	-25							
	II. 出来ばえ															18	13.5	9	4.5	0	-15	-20							
4. 創意工夫	I. 創意工夫	11 ～ 0																											
5. 工事特性	I. 施工条件等への対応								15 ～ 0																				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等								10	7.5	5	2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点							± 点							± 点													
評定点(65±加減点合計)		① 点							② 点							③ 点													
7. 評定点計		① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4 = 点																											
8. 法令遵守等									－ 点																				
9. 評定点合計		7. 評定点計 点 － 8. 法令遵守等 点 = 点																					10. 評 定						

※1 65点 + 加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①～③)は少数点以下第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4.、5.、6. は加点評価のみとする。また、8. 法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 評定点合計は検査員が記入する。評定点合計は少数点以下第1位の数値を四捨五入し、整数とする。

別表第3（その1）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☒ ☐ ☒ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 工程表、現場代理人及び主任技術者等の届けを契約締結後5日以内に提出している。 2. 工事実績情報サービス（CORINS）の登録が監督員の確認を受けたうえ、受注時、変更時及び完了時の各段階において10日以内（土、日、祝日を除く）に行われている。 3. 建設業退職金共済制度に該当する場合は、掛金収納書（発注者用）を契約締結後1か月以内に提出し、かつ、工事現場に標識を掲示している。又は、該当しない旨若しくは購入しない旨の理由書を提出している。 4. 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。 5. 施工体系図を提出し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。 6. 建設業許可票を公衆の見やすい場所に掲示している。 7. 建設リサイクル法通知済ステッカーを見やすい場所に掲示している。 8. 緊急連絡票を現場の見やすい場所に掲示している。 9. 施工体制台帳が現場に備え付けられ、同一のものを提出している。 10. 工事下請届を提出し、現場の施工体制と一致している。 11. 施工計画書、施工体制台帳の内容と現場の施工体制が一致している。 12. 工場製作品について、製作工場における製品検査体制（規格値の設定や確認方法）を整えている。 13. 大気汚染防止法による調査を実施し、実施結果を掲示している。 14. 施工プロセスのチェックリストで施工体制一般についての指示事項がない。 15. その他 理由：				☐ 16. 施工体制一般に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 17. 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e
	II. 配置技術者（現場代理人等）	☐ ☐ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 1. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任し、配置している。 2. 選任された作業主任者の氏名及び作業内容を現場の見やすい場所に掲示している。 3. 施工プロセスのチェックリストで配置技術者についての指示事項がない。 【現場代理人を評価する項目】 4. 現場代理人が現場に常駐している。又は、連絡員による連絡体制がとられている。 5. 現場代理人が、工事全体を把握している。 6. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議する等の必要な対応を行っている。 7. 監督員との連絡調整、報告及び対応を適時的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 8. 専任の監理（主任）技術者を現場に配置している。 9. 標準仕様書及び諸基準に基づき適切に書類を作成し、整理している。 10. 契約書、設計図書及び適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 11. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 12. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 13. 標準仕様書及び諸基準に基づいて技術的な判断を行っている。 14. その他 理由：				☐ 15. 配置技術者に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 16. 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	評価対象	評価	「評価対象項目」 ☐ 1. 施工計画書を工事着手前に提出している。 ☐ 2. 施工計画書、施工要領書は必要な項目が記載されている。 ☐ 3. 施工計画書に記載の仮設や土工事の工法と現場の施工方法が一致している。 ☐ 4. 施工図を作成し、事前に監督員の承諾を受けている。 ☐ 5. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 6. 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 8. 使用材料の品質を証明する資料（品質証明書、写真等）を整理している。 ☐ 9. 使用材料について、事前に監督員の承諾を受けている。 ☐ 10. 一工程の施工を完了したとき、監督員に報告し必要な確認を適切な時期に実施している。 ☐ 11. 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。 ☐ 12. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に管理され、確認、照合欄等が適切に処理されている。 ☐ 13. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）と、マニフェスト管理台帳が整合している。 ☐ 14. 特定建設作業実施届を作業開始7日前までに提出している。 ☐ 15. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 16. 工事記録を適時的確に整理し、必要事項を漏れなく記録している。 ☐ 17. 工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。 ☐ 18. 施工プロセスのチェックリストで施工管理についての指示事項がない。 ☐ 19. その他 理由： _____ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ ％ ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。 ☐ 20. 施工管理に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 21. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e					
	II. 工程管理	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
		評価対象	評価	「評価対象項目」 ☐ 1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 2. 実施工程表により適切に工程管理を行っている。 ☐ 3. 履行報告を適切に提出している。 ☐ 4. 現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 5. 時間制限、片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の遅れが無い。 ☐ 6. 休日の確保を行っている。 ☐ 7. 計画工程外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ 8. 週間工程表が適切に提出された。 ☐ 9. 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、遅れを発生することなく完成させた。 ☐ 10. 工程会議が実施され、関連工事と調整を行い、施工の停滞がない。 ☐ 11. 地元又は、関係機関との調整に取り組んでいる。 ☐ 12. 契約書に期間が決められている施工箇所について、遅れることなく完成させた。 ☐ 13. 施工プロセスのチェックリストで工程管理についての指示事項がない。 ☐ 14. その他 理由： _____ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ ％ ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。 ☐ 15. 工程管理に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 16. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e					

項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	評価対象	評価	「評価対象項目」 1. 施工計画書を工事着手前に提出している。 2. 施工計画書、施工要領書は必要な項目が記載されている。 3. 施工計画書に記載の仮設や土工事の工法と現場の施工方法が一致している。 4. 施工図を作成し、事前に監督員の承諾を受けている。 5. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 6. 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 8. 使用材料の品質を証明する資料（品質証明書、写真等）を整理している。 9. 使用材料について、事前に監督員の承諾を受けている。 10. 一工程の施工を完了したとき、監督員に報告し必要な確認を適切な時期に実施している。 11. 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。 12. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に管理され、確認、照合欄等が適切に処理されている。 13. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）と、マニフェスト管理台帳が整合している。 14. 特定建設作業実施届を作業開始7日前までに提出している。 15. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 16. 工事記録を適時的確に整理し、必要事項を漏れなく記録している。 17. 工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。 18. 施工プロセスのチェックリストで施工管理についての指示事項がない。 19. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 20. 施工管理に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 21. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e
		II. 工程管理	評価対象	評価	a	b	c	d
		評価対象	評価	「評価対象項目」 1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 2. 実施工程表により適切に工程管理を行っている。 3. 履行報告を適切に提出している。 4. 現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 5. 時間制限、片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の遅れが無い。 6. 休日の確保を行っている。 7. 計画工程外の時間外作業がほとんど無い。 8. 週間工程表が適切に提出された。 9. 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、遅れを発生することなく完成させた。 10. 工程会議が実施され、関連工事と調整を行い、施工の停滞がない。 11. 地元又は、関係機関との調整に取り組んでいる。 12. 契約書に期間が決められている施工箇所について、遅れることなく完成させた。 13. 施工プロセスのチェックリストで工程管理についての指示事項がない。 14. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 15. 工程管理に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 16. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e

別表第3（その3）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。 2. 安全教育、安全訓練等を半日／月以上実施し記録がある。 3. 店社パトロールを実施し記録がある。 4. 新規入場者教育を実施し記録がある。 5. 安全巡視を実施し記録がある。 6. TBM、KY等を実施し記録がある。 7. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 8. 過積載について、現地の運搬状況及び証明される書類（写真を含む）に過積載がなかった。 9. 保護具等（ヘルメット、安全帯、防護マスク等）必要な装備の装着が徹底されている。 10. 仮設工（山留め、仮締切、足場、支保工、水替え等）について、供用中の点検及び管理の記録がある。 11. 高所作業、墜落防止、落下物の危険防止、第2種酸欠防止、機器等転倒防止等の対策をしている。 12. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 13. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 14. 現場の状況に応じた交通誘導員が配置され、適切に交通処理している。 15. 労働安全衛生法関係の届出を遅延無く提出している。 16. 施工プロセスのチェックリストで安全対策についての指示事項がない。 17. その他 理由：				☐ 18. 安全対策に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 19. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e
	Ⅳ. 対外関係	☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 関係機関との調整が必要な工事でトラブルの発生が無い。 2. 地元住民との調整が必要な工事でトラブルの発生が無い。 3. 関連工事との調整が必要な工事でトラブルの発生が無い。 4. 第三者からの苦情が無い。又は、苦情に対して適切な対応を行っている。 5. 工事の目的及び内容を予告看板（案内文）等により地域住民、通行者等に周知している。 6. 関係機関、地元住民及び関連工事との打合せ記録がある。 7. 境界杭が地権者の立会いのもと復旧され記録がある。 8. 施工プロセスのチェックリストで対外関係についての指示事項がない。 9. その他 理由：				☐ 10. 対外関係に関して、監督員が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

別表第3（その4）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(1) 建築工事 【地業工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 施工状況報告を随時、監督員に報告し、記録が整理されている。 2. 試験杭を監督員の立会いにより行っている。 3. 試験杭の施工記録を監督員に提出している。 4. 試験杭において採取した土質資料を監督員に提出している。 5. 工法による精度管理や施工上の遵守基準を管理している。 6. 報告書の内容は仕様書に定められた事項を満足している。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質	(2) 建築工事 【鉄筋工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. スラブのスペンサーは適切なものを使用している。 2. 補強用の配筋を適切に配置している。 3. 鉄筋の重ね継手や定着長さを仕様書に基づき適切に実施していることを監督員が確認している。 4. 鉄筋の最小かぶり厚を適正に確保していることを監督員が確認している。 5. 鉄筋の圧接、溶接に必要な技能資格者を配置し、適切に施工されていることが確認できる。 6. ガス圧接後の試験を仕様書に基づき実施している。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その5）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(3) 建築工事 【コンクリート工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 強度試験を適切に実施し、結果に基づく強度判定を行っている。 2. スランプ、アルカリ反応測定や打設時温度の確認を行い、仕様書の値を満足している。 3. 構造部材の断面寸法を計測し、許容差に収まっている。 4. 工事現場内運搬に際し、適切な輸送管の呼び寸法で実施している。 5. 打継ぎにおいて、適切な場所（スパン）と必要な処置を行い、実施している。 6. 締固めにおける振動機を適切に配備し、打込み各層ごとに使用している。 7. 養生中の適切な管理（低温時、乾燥時）を行っている。 8. 型枠を適切な存置期間の後、取り外している。 9. 確認及び立会等において指摘事項がない。 10. その他 理由：				☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質	(4) 建築工事 【鉄骨工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 鉄骨製作工場を適切に選定し、監督員の承諾を得ている。 2. 鉄骨製作工場における品質管理（品質試験、製作精度等）が適切に行われた記録を監督員に提出している。 3. 高力ボルトの締付けが適切な方法で行われている。 4. 高力ボルトの締付け確認記録が整備され、監督員の検査を受けている。 5. 普通ボルトの接合において必要な座金と残り山が確保されている。 6. 溶接部において、溶接に支障となるものを除去し、最小ビート長さを満足している。 7. 溶接の着手前及び作業中ならびに完了後に、各項目について、試験、計測または確認を行い、監督員に記録を提出している。 8. 錆び止め塗装を適切に実施している。 9. 工事現場施工におけるアンカーボルトには必要なナット及び座金を用い、残り山が確保されている。 10. 確認及び立会等において指摘事項がない。 11. その他 理由：	評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。		☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 13. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

別表第3（その6）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(5) 建築工事 【コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 補強コンクリートブロック造の目地幅が適切に配置されている。 2. 壁鉄筋の最小かぶり厚さが確保されている。 3. 壁鉄筋の重ね継ぎ手長さと定着長さが確保されている。 4. ブロック積みの1日積上げ高さを考慮し、施工している。 5. モルタル又はコンクリートと接するブロック面に水湿しを行っている。 6. ボルト、とい受金物、配管の支持金物等の埋込みを目地位置としている。 7. パネル接合部の目地を適切に実施している。 8. パネル幅の最小限度を確保している。 9. パネルの取付け工法を種別に沿い実施している。 10. 確認及び立会等において指摘事項がない。 11. その他 理由：				☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 13. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質				評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(6) 建築工事 【防水工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 防水層の施工時に監督員の検査を受けている。 2. 防水層の工法種別に適した作業工程を適切に行っている。 3. 下地処理を適切に行っている。 4. アスファルト防水での出隅、入隅の増張りを適切に行っている。 5. 各種防水でのルーフィングやシート類の継ぎ目の重ねを適切に行っている。 6. 各種防水での必要となる目地処理を適切に行っている。 7. 防水末端部やルーフトレン、配管等の取り付け箇所の処理を適切に行っている。 8. 塗膜防水での塗膜厚試験を行い、空缶検収にて使用量が把握できる。 9. シーリング前の下地処理を適切に実施している。 10. 2成分系シーリング材を用いる場合は、適切に混合させていることが確認できる。 11. 確認及び立会等において指摘事項がない。 12. その他 理由：				☐ 13. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 14. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その7）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(7) 建築工事 【石工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 石材の加工でののみ込み部分の仕上げが確認できる。 2. 下地面の寸法精度を保っていることが確認できる。 3. 取付け金物（SS400）への錆止め塗装を適切に実施している。 4. あと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。もしくは監督員の承諾を得て省略している。 5. 確認及び立会等において指摘事項がない。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(8) 建築工事 【タイル工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 伸縮調整目地及びびびり割れ誘発目地は躯体と縁を切るなど適切に配置している。 2. 施工後の打診による確認を行っている。 3. 接着力試験を適切に実施している。 4. 接着剤張りでの下地面の乾燥を確認している。 5. セメントモルタル張りでの張付けモルタルの塗厚を適切に確保している。 6. 改良積上げ張りでの1日当りの張付け限度高さを確認している。 7. 改良積上げ張りでの目地詰めを適切な時に行っている。 8. 改良圧着張りやモザイク張りでの張付けモルタル塗りの面積を適切に実施している。 9. 改良圧着張りでの張付けモルタルをタイル裏面にも適切に実施している。 10. 壁タイル接着剤張りでの1回当りの接着剤塗布面積を適切に実施している。 11. 陶磁器質タイル型枠先付けでのコンクリートの締固めにおいて型枠振動機を適切に配備している。 12. 確認及び立会等において指摘事項がない。 13. その他 理由：				☐ 14. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 15. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

別表第3（その8）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(9) 建築工事 【木工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 木材及び合板等の出荷証明書を監督員に提出している。 2. 木材の工事現場搬入時の含水率を適切に計測している。 3. 釘の長さを適切なもので使用している。 4. 防腐、防蟻、防虫処理を必要に応じて適切に実施している。 5. 各場所（継手、仕口、取付け等）に適した工法により適切に実施している。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(10) 建築工事 【屋根及びとい工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 長尺金属板葺での下葺材の重ね合わせ等を適切に実施している。 2. 折板葺でのタイトフレームと下地材の接合に適した溶接と錆止めを行っている。 3. 折板葺での重ね形の折板の固定を適切に行っている。 4. 折板葺での重ね形のけらば納めを適切に行っている。 5. とい受け金物の取付け間隔を適切に確保している。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

評価値が90%以上・・・a
 評価値が80%以上90%未満・・・b
 評価値が60%以上80%未満・・・c
 評価値が60%未満・・・d

- ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。
 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。
 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。

別表第3（その9）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(11) 建築工事 【金属工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 製品等を取り付けるための受材の設置を構造体の施工時に行っている。 2. あと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。 3. 軽量鉄骨天井下地では、野縁受、吊りボルト及びインサートを適切な間隔で設置している。 4. 軽量鉄骨天井下地での開口部補強を適切に行っている。 5. 軽量鉄骨天井下地での吊りボルトの水平、斜め補強を行っている。 6. 軽量鉄骨壁下地では、スタッド、ランナー及びスパーサーを適切な間隔で設置している。 7. 軽量鉄骨壁下地での触れ止めを適切に配置している。 8. 軽量鉄骨壁下地での開口部補強を適切に行っている。 9. 金属成形板張りでは仕様書に伴う取付け方法と合致している。 10. アルミニウム製笠木での笠木本体と固定金具との取付けや笠木同士の継手部は、適した方式により行っている。 11. 確認及び立会等において指摘事項がない。 12. その他 理由：				☐ 13. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 14. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質	(12) 建築工事 【左官工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. コンクリート面等の下地処理を適切に行っている。 2. モルタル塗りでの下地や施行箇所に応じた塗厚の管理が行われている。 3. モルタル塗りでの施工箇所による1回の塗厚を適切に管理している。 4. モルタル塗りでの壁塗りの下塗り面は内装下塗り用軽量モルタルの場合を除き、目荒らしを行っている。 5. モルタル塗りでの床塗りの目地を適切に配置している。 6. 床コンクリート直均し仕上の床面の仕上の平たんさを適切に管理している。 7. 床コンクリート直均し仕上げでの屋内の床仕上の種類（ビニル系、合成樹脂塗り等）が薄い場合は、三工程での仕上げとされている。 8. セルフレベリング材塗りでの塗厚管理を行っている。 9. 仕上げ塗材仕上げでの塗材の種類や仕上の形状等に応じた所要量と塗り回数を確認を適切に行っている。 10. せっこうプaster塗りでの下地に応じた塗り工程と塗厚が適切に行われている。 11. 耐火被覆等の吹付けでの吹付け厚さの管理を適切に行っている。 12. 確認及び立会等において指摘事項がない。 13. その他 理由：	評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。		☐ 14. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 15. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(13) 建築工事 【建具工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	「評価対象項目」 1. アルミニウム製建具や樹脂製建具での枠、くつずり、水切り板等のアンカーを適切な間隔に配置している。 2. 鋼製建具や鋼製軽量建具での材料承認は現地での実測をもとに監督員の承諾を受けている。 3. 鋼製建具や鋼製軽量建具での枠類や戸の組立において、各部に応じて適切な工法で実施している。 4. ステンレス製建具の裏板、補強板の類に錆止め塗料を適切に行っている。 5. ステンレス製建具の雨掛り部分において、適切にシーリングが施されている。 6. 木製建具の各部に応じて適切な工法で実施している。 7. 自動ドア開閉装置でのマットスイッチのリード線接続部に適切な防水処理が行われている。 8. 自動ドア開閉装置での床又は屋外に設置する開閉機構埋込み部分及びマットスイッチのマット敷込み部分に適切に排水管を設けている。 9. 重量シャッターや軽量シャッター、オーバーヘッドドアでのガイドレールのアンカーを適切な間隔で取り付けている。 10. 軽量シャッターでのスラットとガイドレールのかみ合せを適切な長さで行っている。 11. 外部に面する複層ガラス、合わせガラス、網入り板ガラス及び線入りガラスを用いる下端ガラス溝に適切に水抜き孔を設けている。 12. ガラスブロック積みでの目地を適切に配置している。 13. ガラスブロック積みでの壁用金属枠は、適切な間隔で躯体に固定されている。 14. 確認及び立会等において指摘事項がない。 15. その他 理由：	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。	☐ 16. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 17. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e		
	(14) 建築工事 【塗装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	「評価対象項目」 1. 塗装場所の気温、湿度管理を適切に行っている。 2. 塗料塗りでの空体検収による塗付け量を確認している。 3. 塗料塗りでの塗付け回数が適切であることが確認できる。 4. 素地ごしらえを各材料面に応じた工程に沿って実施している。 5. 各塗料塗りに応じた工程に沿って実施している。 6. 塗装面の仕上げ確認において、見本帳の提出又は見本塗板を作製している。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。	☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e		

項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(13) 建築工事 【建具工事】	☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐						

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(15) 建築工事 【内装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 下地の状況を確認した上で施工した。 2. カーペット敷きでのグリッパー工法において、上敷きの敷詰めは伸張用工具で規定の張力で適切に固定している。 3. 合成樹脂塗床での各仕上げに応じた工程に沿い、気温、湿度管理も適切に行っている。 4. フローリング張りでの釘留め工法において、フローリングボード張りでの継手を乱に行っている。 5. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでの壁の上張りは縦張りとし、水平方向に継目を設けていない。 6. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでのボード類を下地材に直接張付けする場合の留付け間隔を適切に行っている。 7. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでのせっこうボードのせっこう系直張り用接着剤による直張り工法において、接着剤の間隔を適切に確保している。 8. 壁紙張りでの接着剤使用量を管理している。 9. 断熱材現場発泡工法での断熱材の吹付け厚さを管理している。 10. 確認及び立会等において指摘事項がない。 11. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d			① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合には上限を c 評価とする。		☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・ d ☐ 13. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・ e
	(16) 建築工事 【ユニット及びその他の工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. ユニット工事等でのフリーアクセスフロアにおいて、構成材の寸法精度を適切に管理している。 2. ユニット工事等でのフリーアクセスフロアにおいて、工法が製造所の仕様に適して行われている。 3. ユニット工事等での可動間仕切及び移動間仕切において、上下レールやハンガーレールの躯体又は下地（補強材）への固定用のあと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。もしくは監督員の承諾を得て省略している。 4. ユニット工事等での移動間仕切において、ハンガーレール取付け下地の補強を適切に行っている。 5. ユニット工事等でのカーテン及びカーテンレールにおいて、カーテンの下端、重なりを適切に確保している。 6. ユニット工事等でのカーテン及びカーテンレールにおいて、カーテンレールの吊り位置を適切に行っている。 7. ユニット工事等でのプレキャストコンクリート工事において、鉄筋のかぶり厚さを管理している。 8. ユニット工事等でのコンクリート間知ブロック積みにおいて、合端合せに適切な道具を用いている。 9. 確認及び立会等において指摘事項がない。 10. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d			① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合には上限を c 評価とする。		☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・ d ☐ 11. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・ e

別表第3（その12）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(17) 建築工事 【昇降機・その他 機械設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 躯体との取付について、施工の品質が適切である。 2. 部品等の組み立てが適切に施工されている。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 各種性能試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質				評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(18) 電気設備工事 電気・受変電・通信 【配管・配線関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. スリーブ、インサートの設置に伴い、設置位置を監督員と協議して決めている。 2. スリーブ、インサートが適切な材料、方法で施工されていることが確認できる。 3. あと施工アンカーの穿孔した孔の径や深さ、清掃が写真で確認できる。 4. あと施工アンカーの強度試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. ケーブル接続箇所には絶縁処理が適切に施工されている。 6. 防火区画の壁や延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 7. 管路の外壁貫通箇所の処理が適切に施工されている。 8. 配管等の固定方法や支持間隔等が適切に施工されている。 9. 2以上の管が平行に埋設される箇所、適切な離隔が確保されていることが確認できる。 10. 各種塗装工程の工程間隔時間等が材料の種類、気象条件等に応じて適切に行われていることが確認できる。 11. 引き込み柱の根入れは適切な長さが確保されている。 12. 引き込み柱の根かせの埋設深さや取付方法が適切に施工されている。 13. 埋設配管の掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 14. 埋設配管とハンドホールとの接続は、ハンドホール内部に水が浸入し難いよう施工されている。 15. 埋設配管の標識シートが適切に敷設されている。 16. 接地極が設置されていることが確認できる。 17. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 18. 確認及び立会等において指摘事項がない。 19. その他 理由：				☐ 20. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 21. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その13）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

3. 出来形及び出来ばえ		評価対象	評価	a	b	c	d	e	
Ⅱ. 品質	(19) 電気設備工事 電気・受変電・通信 【照明、コンセント、盤類関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 事前に照度分布の確認がされ、それに基づき照明が配置・設置されている。 2. 照明器具やスイッチ類、コンセント等の取付けが適切に施工されている。 3. 各種盤の取付けが適切に施工されている。 4. 配線の極性が間違いないことが確認できる。 5. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 6. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 7. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 8. 確認及び立会等において指摘事項がない。 9. その他 理由：				☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e	
	(20) 電気設備工事 電気・受変電・通信 【受変電、電力貯蔵、発電設備関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. キュービクルや直流電源装置、発電機等の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 確認及び立会等において指摘事項がない。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e	
	(21) 電気設備工事 電気・受変電・通信 【通信、情報、消防設備関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 機器の取付けが適切に施工されている。 2. 端子盤等の取付けが適切に施工されている。 3. 機器収納ラック等の取付けが適切である。 4. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e	

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(22) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【配管及びダクト 工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. スリーブ、インサートの設置に伴い、設置位置を監督員と協議して決めている。 2. スリーブ、インサートが適切な材料、方法で施工されていることが確認できる 3. あと施工アンカーの穿孔した孔の径や深さ、清掃が写真で確認できる。 4. あと施工アンカーの強度試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 配管施工に際し、必要な勾配を取っていることを確認している。 6. 不可視部の絶縁処理がされていることが確認できる。 7. 配管完了後、使用前に管内洗浄が必要なものについて、洗浄が実施されたことが確認できる。 8. 管の切断面が平滑に仕上げてあることが確認できる。 9. 配管等の固定方法や支持間隔等が適切に施工されている。 10. 2以上の管が平行に埋設される箇所、適切な離隔が確保されていることが確認できる。 11. 埋設配管の掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 12. 埋設配管の標識シートが適切に敷設されている。 13. 防火区画の壁や延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 14. 保温材が他の部材に支障なく、保温効果を減じないように施工されていることが確認できる。 15. 各種塗装工程の工程間隔時間等が材料の種類、気象条件等に応じて適切に行われていることが確認できる。 16. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 17. 確認及び立会等において指摘事項がない。 18. その他 理由：				☐ 19. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 20. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(23) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【空調と設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 空気調和設備の据付けが適切に施工されている。 2. 吊り及び支持が振れ止め支持が施され、堅固に取付けられていることが確認できる。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 5. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(22) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【配管及びダクト 工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. スリーブ、インサートの設置に伴い、設置位置を監督員と協議して決めている。 2. スリーブ、インサートが適切な材料、方法で施工されていることが確認できる 3. あと施工アンカーの穿孔した孔の径や深さ、清掃が写真で確認できる。 4. あと施工アンカーの強度試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 配管施工に際し、必要な勾配を取っていることを確認している。 6. 不可視部の絶縁処理がされていることが確認できる。 7. 配管完了後、使用前に管内洗浄が必要なものについて、洗浄が実施されたことが確認できる。 8. 管の切断面が平滑に仕上げてあることが確認できる。 9. 配管等の固定方法や支持間隔等が適切に施工されている。 10. 2以上の管が平行に埋設される箇所、適切な離隔が確保されていることが確認できる。 11. 埋設配管の掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 12. 埋設配管の標識シートが適切に敷設されている。 13. 防火区画の壁や延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 14. 保温材が他の部材に支障なく、保温効果を減じないように施工されていることが確認できる。 15. 各種塗装工程の工程間隔時間等が材料の種類、気象条件等に応じて適切に行われていることが確認できる。 16. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 17. 確認及び立会等において指摘事項がない。 18. その他 理由：				☐ 19. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 20. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(23) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【空調と設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 空気調和設備の据付けが適切に施工されている。 2. 吊り及び支持が振れ止め支持が施され、堅固に取付けられていることが確認できる。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 5. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その15）（第5条関係）

別表第3（その15）（第5条関係）				工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表				監督員用							
項 目		細 別		評価対象	評価	a		b		c		d		e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	(24)	機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【自動制御設備工事】	☐	☐	「評価対象項目」 1. 自動制御設備の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 確認及び立会等において指摘事項がない。 6. その他 理由： 評価値が90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80％以上90％未満・・・・・・ b 評価値が60％以上80％未満・・・・・・ c 評価値が60％未満・・・・・・・・・・ d								☐	7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60％未満の場合。 上記該当の場合・・・・ d
				☐	☐									☐	8. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・・ e
(25)	機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【給排水衛生設備工事】	評価対象	評価	a		b		c		d		e			
		☐	☐	「評価対象項目」 1. 延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 2. 給排水衛生設備の据付けが適切に施工されている。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 5. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由： 評価値が90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80％以上90％未満・・・・・・ b 評価値が60％以上80％未満・・・・・・ c 評価値が60％未満・・・・・・・・・・ d								☐	8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60％未満の場合。 上記該当の場合・・・・ d		
☐	☐	☐	9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・・ e												
(26)	機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【ガス設備工事】	評価対象	評価	a		b		c		d		e			
		☐	☐	「評価対象項目」 1. ガス設備の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 確認及び立会等において指摘事項がない。 6. その他 理由： 評価値が90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80％以上90％未満・・・・・・ b 評価値が60％以上80％未満・・・・・・ c 評価値が60％未満・・・・・・・・・・ d								☐	7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60％未満の場合。 上記該当の場合・・・・ d		
☐	☐	☐	8. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・・ e												

別表第3（その16）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(27) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【浄化槽設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 浄化槽設備の据付けが適切に施工されている。 2. 浄化槽周りの掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 3. 埋設配管と浄化槽との接続は、浄化槽内部に水が浸入しがたいよう施工されている。 4. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
II. 品質				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(28) 取壊し工事	☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 埋め戻しが適切な材料及び方法で施工されている。 2. 再利用品は、損傷のないように適切に取り外している。 3. 部分的な取壊しについて、残置部分に影響がないように施工していることが確認できる。 4. 撤去完了時に、監督員の立会いにより確認している。 5. 確認及び立会等において指摘事項がない。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(29) その他工事 外溝・その他土木工事 【排水工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 排水管材料に適した根切りとし、管の中心線程度まで埋め戻し、転圧を行っている。 2. 排水樹と排水管の接合部では、排水管を樹の内面に突き出させている。 3. 遠心力鉄筋コンクリート管でのゴム結合において、目安線まで引き込んでいる。 4. 硬質ポリ塩化ビニール管でのマンホール及び樹との取付け部において、管材の加工を適切に行ったものを用いている。 5. 管材以外の排水材料において、適切な根切と埋め戻し、転圧を行っている。 6. 排水材料の据付において基礎構造の施工が適切である。 7. 排水材据付において高さや勾配等を適切に管理している。 8. 通水試験を実施している。 9. 確認及び立会等において指摘事項がない。 10. その他 理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d				□ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が４項目以下で評価値が６０％未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 12. 契約約款第１７条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(30) その他工事 外溝・その他土木工事 【舗装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 路床や路盤での仕上り面の許容差を管理している。 2. 路床を盛土とする場合において、一層の仕上り厚さを適切に管理している。 3. 添加材料による路床安定処理において、添加量について監督員の承諾を受けている。 4. 路床施工後の試験を適切に行なっている。 5. 路盤施工後の試験を適切に行なっている。 6. 路盤での一層の仕上り厚さを適切に管理している。 7. アスファルト混合物等の抽出試験を実施している。 8. アスファルト舗装での厚さの許容差を管理している。 9. アスファルト混合物等の混合時温度を確認している。 10. アスファルト舗装での施工時の気温を確認している。 11. アスファルト舗装でのアスファルト乳剤の散布において、散布量を管理している。 12. アスファルト混合物等の敷均し時の合材温度を確認している。 13. アスファルト舗装での表層及び基層の継目が適切である。 14. アスファルト舗装でのシールコートの施工では、アスファルト乳剤及び砂又は単粒度碎石の散布量を管理している。 15. アスファルト舗装でのコア採取を適切に実施している。 16. コンクリート舗装で溶接金網を打ち込む場合の重ねを管理している。 17. コンクリート舗装での目地を適切に配置している。 18. コンクリート舗装でのコア採取を適切に実施している。 19. 砂利敷きでの種別に応じた厚さ管理を行っている。 20. 確認及び立会等において指摘事項がない。 21. その他 理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d				□ 22. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が４項目以下で評価値が６０％未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 23. 契約約款第１７条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(29) その他工事 外溝・その他土木工事 【排水工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 排水管材料に適した根切りとし、管の中心線程度まで埋め戻し、転圧を行っている。 2. 排水樹と排水管の接合部では、排水管を樹の内面に突き出させている。 3. 遠心力鉄筋コンクリート管でのゴム結合において、目安線まで引き込んでいる。 4. 硬質ポリ塩化ビニール管でのマンホール及び樹との取付け部において、管材の加工を適切に行ったものを用いている。 5. 管材以外の排水材料において、適切な根切と埋め戻し、転圧を行っている。 6. 排水材料の据付において基礎構造の施工が適切である。 7. 排水材据付において高さや勾配等を適切に管理している。 8. 通水試験を実施している。 9. 確認及び立会等において指摘事項がない。 10. その他 理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d				□ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が４項目以下で評価値が６０％未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 12. 契約約款第１７条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
	(30) その他工事 外溝・その他土木工事 【舗装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 路床や路盤での仕上り面の許容差を管理している。 2. 路床を盛土とする場合において、一層の仕上り厚さを適切に管理している。 3. 添加材料による路床安定処理において、添加量について監督員の承諾を受けている。 4. 路床施工後の試験を適切に行なっている。 5. 路盤施工後の試験を適切に行なっている。 6. 路盤での一層の仕上り厚さを適切に管理している。 7. アスファルト混合物等の抽出試験を実施している。 8. アスファルト舗装での厚さの許容差を管理している。 9. アスファルト混合物等の混合時温度を確認している。 10. アスファルト舗装での施工時の気温を確認している。 11. アスファルト舗装でのアスファルト乳剤の散布において、散布量を管理している。 12. アスファルト混合物等の敷均し時の合材温度を確認している。 13. アスファルト舗装での表層及び基層の継目が適切である。 14. アスファルト舗装でのシールコートの施工では、アスファルト乳剤及び砂又は単粒度碎石の散布量を管理している。 15. アスファルト舗装でのコア採取を適切に実施している。 16. コンクリート舗装で溶接金網を打ち込む場合の重ねを管理している。 17. コンクリート舗装での目地を適切に配置している。 18. コンクリート舗装でのコア採取を適切に実施している。 19. 砂利敷きでの種別に応じた厚さ管理を行っている。 20. 確認及び立会等において指摘事項がない。 21. その他 理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・ b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・ c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・ d				□ 22. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が４項目以下で評価値が６０％未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 23. 契約約款第１７条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e

別表第3（その18）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(31) その他工事 外溝・その他土木 工事 【植栽工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 樹木等に応じた有効土層の厚さを確保している。 2. 種別に応じた植栽基盤整備を行っている。 3. 芝張りにおいて、目土量の管理を行っている。 4. 芝張りにおいて、平地や法面に適した張り方を行っている。 5. 屋上緑化において、植栽基盤を適切に施工している。 6. 屋上緑化での水抜き管及びルーフトレンにおいて、目詰まり及び土壌流出防止用カバー等を設けている。 7. 確認及び立会等において指摘事項がない。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
Ⅱ. 品質	(32) その他工事 【その他工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 隠蔽部分における施工の品質が適切である。 2. 作業工程、手順が適切である。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 確認及び立会等において指摘事項がない。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 契約約款第17条の規定に基づき、監督員が改善請求を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
				評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その19）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

監督員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	工 夫 事 項
4. 創意工夫	I. 創意工夫		☐ 【施工面】 ☐ 1. 測量及び位置出しにおける工夫 ☐ 2. 現地調査方法の工夫 ☐ 3. 施工に伴う器具、工具及び装置類の工夫 ☐ 4. 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 5. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 6. 部材、機材等の運搬、搬入等を含む施工方法等の工夫 ☐ 7. 電気工事等の配線、配管等での工夫 ☐ 8. 給排水、衛生設備工事等の配管及びポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 ☐ 9. 照明、視界確保等の工夫 ☐ 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 ☐ 11. 運搬車両、施工機械等の工夫 ☐ 12. 支保工、型枠、足場工、仮棧橋、覆工版、山留め等の施工関係の工夫 ☐ 13. 施工管理、品質向上等の工夫 ☐ 14. プレハブ工法等を活用し、工期短縮等の工夫 ☐ 15. 改修工事における仮設施工の工夫 ☐ 16. 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 17. 材料の検査試験に関する工夫 ☐ 18. 施工の検査試験に関する工夫 ☐ 19. 品質記録方法の工夫 ☐ 20. 品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 ☐ 21. その他 具体的内容：	
記述評価 選択した評価項目の評価 内容を詳細記述		評 点	点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 対象工事に有効かつ特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

また、設計積算中に含まれていないと判断される工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。

※2. 他者への工夫、又は、過度な工夫で、本来は変更設計すべきとされる内容は対象としない。

※3. 選択した評価項目は、その工夫の内容及び具体的内容の詳細内容を記載する。

※4. 評価は各項目において1点で評価し、評点合計は最大11点とする。

※5. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。

※6. 担当係長が評価する「5. 工事特性」との二重評価は行わない。

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	評価 対象	評価	「評価対象項目」 1. 工程に与える要因を整理し、それらを反映した他の模範となる実施工程計画を作成している。 2. 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工事箇所ごとに他の模範となる実施工程計画を作成している。 3. 履行報告が現場の状況を良く把握できるように提出されている。 4. 現場状況の変化に応じ、それらを反映した他の模範となる変更実施工程計画を作成している。 5. 関連する他の工事との工程調整を優先的に取組み、工程調整結果のとりまとめを行った。 6. 地元又は、関連機関との工程調整についての記録がある。 7. 工期内にて完了検査を受けることができた。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 工程管理に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 工程管理に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e	
	Ⅲ. 安全対策	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
		評価 対象	評価	「評価対象項目」 1. 災害防止（工事安全）協議会等の実施内容が会議録等により明確である。 2. 安全教育、安全訓練等の実施内容が現場に反映されている。 3. 店社パトロールが施工計画書で定めた担当者により実施されている。 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 5. 安全巡視が施工計画書で定めた安全巡視員により実施されている。 6. 地下埋設物が3つ以上ある現場で、折損事故等がなく完了できた。 7. 安全対策に関する創意工夫に取り組んだ。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 安全対策に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 安全対策に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e	
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c				
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c				

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	評価 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 工程に与える要因を整理し、それらを反映した他の模範となる実施工程計画を作成している。 2. 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工事箇所ごとに他の模範となる実施工程計画を作成している。 3. 履行報告が現場の状況を良く把握できるように提出されている。 4. 現場状況の変化に応じ、それらを反映した他の模範となる変更実施工程計画を作成している。 5. 関連する他の工事との工程調整を優先的に取組み、工程調整結果のとりまとめを行った。 6. 地元又は、関連機関との工程調整についての記録がある。 7. 工期内にて完了検査を受けることができた。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 工程管理に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 工程管理に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e		
	Ⅲ. 安全対策	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	評価 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	a	b	c	d	e	
				「評価対象項目」 1. 災害防止（工事安全）協議会等の実施内容が会議録等により明確である。 2. 安全教育、安全訓練等の実施内容が現場に反映されている。 3. 店社パトロールが施工計画書で定めた担当者により実施されている。 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 5. 安全巡視が施工計画書で定めた安全巡視員により実施されている。 6. 地下埋設物が3つ以上ある現場で、折損事故等がなく完了できた。 7. 安全対策に関する創意工夫に取り組んだ。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 安全対策に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 安全対策に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e		
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c					
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c					

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	評価 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 工程に与える要因を整理し、それらを反映した他の模範となる実施工程計画を作成している。 2. 工事箇所が広範囲に点在している場合において、工事箇所ごとに他の模範となる実施工程計画を作成している。 3. 履行報告が現場の状況を良く把握できるように提出されている。 4. 現場状況の変化に応じ、それらを反映した他の模範となる変更実施工程計画を作成している。 5. 関連する他の工事との工程調整を優先的に取組み、工程調整結果のとりまとめを行った。 6. 地元又は、関連機関との工程調整についての記録がある。 7. 工期内にて完了検査を受けることができた。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 工程管理に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 工程管理に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e		
	Ⅲ. 安全対策	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	評価 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	a	b	c	d	e	
				「評価対象項目」 1. 災害防止（工事安全）協議会等の実施内容が会議録等により明確である。 2. 安全教育、安全訓練等の実施内容が現場に反映されている。 3. 店社パトロールが施工計画書で定めた担当者により実施されている。 4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 5. 安全巡視が施工計画書で定めた安全巡視員により実施されている。 6. 地下埋設物が3つ以上ある現場で、折損事故等がなく完了できた。 7. 安全対策に関する創意工夫に取り組んだ。 8. その他 <u>具体的内容：</u>			☐ 9. 安全対策に関して、担当課が文書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 安全対策に関して、担当課からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当の場合・・・e		
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c					
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b 該当項目が0項目以上・・・c					

別表第3（その21）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

担当係長用

項 目	細 別	評価対象	評価	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な施行条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			【技術面】 ☐ 1. 対象構造物の高さ、施工面積等の規模 ☐ 2. 対象構造物の形状の複雑さ ☐ 3. 対象構造物の耐震レベル ☐ 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 ☐ 5. 工種及び工法の特異性 ☐ 6. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 ☐ 7. 湧水の発生及び地下水の影響（地盤掘削時） ☐ 8. 軟弱地盤及び支持地盤の状況 ☐ 9. 工事用道路、作業スペース等の制約 ☐ 10. 雨、雪、風、気温等の影響 ☐ 11. 施工箇所が狭あいである工事 ☐ 12. 施工計画書や書類作成に関して独自性を発揮した工事 ☐ 13. その他 具体的内容： 【安全衛生等の環境面】 ☐ 14. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 ☐ 15. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線、供用中の道路架空線、建築物等の近接物 ☐ 16. 周辺住民等に対する騒音及び振動の配慮 ☐ 17. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 18. 生活道路を利用時の資機材搬入等の工事用道路の制約 ☐ 19. 供用中の施設において、運営上、特に配慮を必要とする工事 ☐ 20. 騒音、振動及び水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ☐ 21. 災害等での臨機の処置 ☐ 22. 安全仮設備等に関して独自性を発揮した工事（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 23. 現場事務所、労務者宿舍等の居住空間、設備等に独自性を発揮した工事 ☐ 24. 酸欠対策、有毒ガス及び可燃性ガスの処理、粉塵防止策、作業中の換気等に関して独自性を発揮した工事 ☐ 25. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保に関して独自性を発揮した工事 ☐ 26. 苦渋作業等の作業環境低減等に関して独自性を発揮した工事 ☐ 27. その他 具体的内容：	・延べ面積3,000㎡以上の建物 ・地上5階以上の建物 ・地下1階以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 ・研究所等の特殊設備及び機能のある建物 ・建築工事で官庁施設の総合耐震基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震基準において甲類に属する工事 ・耐震及び免震構造の工事。 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 ・仮設備を設け、配管、配線等の盛変え等を必要とする改修工事。 ・休日及び夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事 ・施工場所及び構造物の特性に対処するための新技術及び新工法を採用した工事 ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他、特殊な工法、材料等を用いた工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・V E提案された工法等が高度技術で評価できる場合 ・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水整備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工、機械の移動、旋回等に制約を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価される工事 ・地元調整及び環境対策の制約があった工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視、観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上及び水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械及び人員の増強を行った工事 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 ・調整を要する他工事の請負者が複数ある工事 ・外来者が多い施設で、作業範囲内に外来者、通行人等の導線がある工事。
記述評価 選択した評価項目の評価 内容を詳細記述		評 点		【工事特性の詳細評価】 具体的内容を記載	

※1. 評価は各項目において1点で評価し、評点合計は最大15点とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」と二重評価はしない。

※3. 経費上、加味されている事項は含めない。

※4. 特記仕様書にて記載される条件事項であっても、経費上加味されていない（一般的な条件事項ではない）ものを対象とする。

※5. 過度な対応で、本来は変更設計すべきとされる内容は対象としない。

※6. 他者への工夫、配慮も対象とする。（ただし、社会性等にて評価する場合は除く）

別表第3（その22）（第5条関係）

項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 現場事務所及び作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、イメージアップを図った。 2. 現場付近のゴミ拾い、清掃作業等を積極的に行い、地域に貢献した。（現場内は含まない） 3. 地域が主催するイベント(前記2を除く。)への参加又は、協力をすることで、地域とのコミュニケーションを図った。 4. 災害時等において、地域への支援又は行政による救援活動に協力した。 5. その他 具体的内容：				
				●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が3項目・・・a' 該当項目が2項目・・・b 該当項目が1項目・・・b' 該当項目が0項目・・・c				

※1. 実施した項目が、地域貢献として認めれたものを評価する。

※2. 施工時における公共工事のイメージアップとなる場合は対象とする。ただし、施工計画書等に記述があり、設計積算中に含まれていないと判断できるものに限り評価する。

※3. 現場管理上の作業環境の改善は対象としない。（工事特性にて評価する）

別表第3（その23）（第5条関係）		工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表		担当係長用																								
項 目		該 当 項 目 一 覧 表																										
7. 法令遵守等	<table><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr><tr><td>1. 指名停止3か月以上</td><td>- 20 点</td></tr><tr><td>2. 指名停止2か月以上3か月未満</td><td>- 15 点</td></tr><tr><td>3. 指名停止1か月以上2か月未満</td><td>- 13 点</td></tr><tr><td>4. 指名停止2週間以上1か月未満</td><td>- 10 点</td></tr><tr><td>5. 文章注意（入札参加資格停止要綱第13条によるもの）</td><td>- 8 点</td></tr><tr><td>6. 担当課による文書注意</td><td>- 5 点</td></tr><tr><td>7. 担当課による口頭注意</td><td>- 3 点</td></tr><tr><td>8. 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった</td><td>- 10 点</td></tr><tr><td>9. その他</td><td>- 点</td></tr><tr><td colspan="2">具体的内容：</td></tr><tr><td>10. 項目該当なし</td><td></td></tr></table>		措 置 内 容	点 数	1. 指名停止3か月以上	- 20 点	2. 指名停止2か月以上3か月未満	- 15 点	3. 指名停止1か月以上2か月未満	- 13 点	4. 指名停止2週間以上1か月未満	- 10 点	5. 文章注意（入札参加資格停止要綱第13条によるもの）	- 8 点	6. 担当課による文書注意	- 5 点	7. 担当課による口頭注意	- 3 点	8. 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	- 10 点	9. その他	- 点	具体的内容：		10. 項目該当なし		☐ 項目該当なし	
	措 置 内 容	点 数																										
	1. 指名停止3か月以上	- 20 点																										
	2. 指名停止2か月以上3か月未満	- 15 点																										
	3. 指名停止1か月以上2か月未満	- 13 点																										
	4. 指名停止2週間以上1か月未満	- 10 点																										
	5. 文章注意（入札参加資格停止要綱第13条によるもの）	- 8 点																										
	6. 担当課による文書注意	- 5 点																										
	7. 担当課による口頭注意	- 3 点																										
	8. 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	- 10 点																										
	9. その他	- 点																										
	具体的内容：																											
	10. 項目該当なし																											
	① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった場合に適用する。																											
	② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。																											
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する																												
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. の項目で減ずる措置を行う。（-10点）																												
【上記で評価する場合の適用事例】																												
・ 1. 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。																												
・ 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に承継した。																												
・ 3. 使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。																												
・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。																												
・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。																												
・ 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。																												
・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。																												
・ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																												
・ 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかける等により妨げた。																												
・ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じている等下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。																												
・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。																												
・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。																												
・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																												
・ 14. 安全管理の処分が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。																												
・ 15. その他																												

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理			「評価対象項目」 1. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものと なっている。 2. 施工計画書に記載の工法と工事記録写真の工法が一致している。 3. 新規工種の追加、安全管理等の変更、その他計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工 計画書を提出している。 4. 施工体制台帳を法令等に沿った内容で整理している。 5. 工事材料の品質に影響が無いよう、適切な取り扱いをしている。 6. 使用材料の試験が適切な時期に行われている。 7. 使用材料の検収状況が工事記録写真で確認できる。 8. 段階確認が定められていない工種について監督員と内容を協議し、実施している。 9. 工事記録が整備されている。 10. 工事の関係書類を不足なく提出及び提示している。 11. マニフェスト管理台帳に記載の数量が、その他の廃棄物処理に関する書類と一致している。 12. 工事記録写真が施工計画書（撮影計画書）に定めた施工状況の管理項目と一致している。 13. 工事記録写真が作業工程順に適切に整理されている。 14. 工事記録写真の黒板に必要事項（測点、施工内容、設計数値、出来形測定値）が記入されている。 15. 工事記録写真が契約図書と一致した工種で構成されている。 16. その他 理由：				☐ 16. 施工管理に関して、監督員が文 書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 17. 施工管理に関して、監督員から の文書による改善指示に従わな かった。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理			「評価対象項目」 1. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものと なっている。 2. 施工計画書に記載の工法と工事記録写真の工法が一致している。 3. 新規工種の追加、安全管理等の変更、その他計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工 計画書を提出している。 4. 施工体制台帳を法令等に沿った内容で整理している。 5. 工事材料の品質に影響が無いよう、適切な取り扱いをしている。 6. 使用材料の試験が適切な時期に行われている。 7. 使用材料の検収状況が工事記録写真で確認できる。 8. 段階確認が定められていない工種について監督員と内容を協議し、実施している。 9. 工事記録が整備されている。 10. 工事の関係書類を不足なく提出及び提示している。 11. マニフェスト管理台帳に記載の数量が、その他の廃棄物処理に関する書類と一致している。 12. 工事記録写真が施工計画書（撮影計画書）に定めた施工状況の管理項目と一致している。 13. 工事記録写真が作業工程順に適切に整理されている。 14. 工事記録写真の黒板に必要事項（測点、施工内容、設計数値、出来形測定値）が記入されている。 15. 工事記録写真が契約図書と一致した工種で構成されている。 16. その他 理由：				☐ 16. 施工管理に関して、監督員が文 書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 17. 施工管理に関して、監督員から の文書による改善指示に従わな かった。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理			「評価対象項目」 1. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものと なっている。 2. 施工計画書に記載の工法と工事記録写真の工法が一致している。 3. 新規工種の追加、安全管理等の変更、その他計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工 計画書を提出している。 4. 施工体制台帳を法令等に沿った内容で整理している。 5. 工事材料の品質に影響が無いよう、適切な取り扱いをしている。 6. 使用材料の試験が適切な時期に行われている。 7. 使用材料の検収状況が工事記録写真で確認できる。 8. 段階確認が定められていない工種について監督員と内容を協議し、実施している。 9. 工事記録が整備されている。 10. 工事の関係書類を不足なく提出及び提示している。 11. マニフェスト管理台帳に記載の数量が、その他の廃棄物処理に関する書類と一致している。 12. 工事記録写真が施工計画書（撮影計画書）に定めた施工状況の管理項目と一致している。 13. 工事記録写真が作業工程順に適切に整理されている。 14. 工事記録写真の黒板に必要事項（測点、施工内容、設計数値、出来形測定値）が記入されている。 15. 工事記録写真が契約図書と一致した工種で構成されている。 16. その他 理由：				☐ 16. 施工管理に関して、監督員が文 書により改善指示を行った。 上記該当の場合・・・d ☐ 17. 施工管理に関して、監督員から の文書による改善指示に従わな かった。 上記該当の場合・・・e
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

別表第3（その25）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(1) 建築工事 【地業工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 施工状況報告を随時、監督員に報告し、記録が整理されている。 2. 試験杭を監督員の立会いにより行っている。 3. 試験杭の施工記録を監督員に提出している。 4. 試験杭において採取した土質資料を監督員に提出している。 5. 工法による精度管理や施工上の遵守基準を管理している。 6. 報告書の内容は仕様書に定められた事項を満足している。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質				評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(2) 建築工事 【鉄筋工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. スラブのスペンサーは適切なものを使用している。 2. 補強用の配筋を適切に配置している。 3. 鉄筋の重ね継手や定着長さを仕様書に基づき適切に実施していることを監督員が確認している。 4. 鉄筋の最小かぶり厚を適正に確保していることを監督員が確認している。 5. 鉄筋の圧接、溶接に必要な技能資格者を配置し、適切に施工されていることが確認できる。 6. ガス圧接後の試験を仕様書に基づき実施している。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その26）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び 出来ばえ	(3) 建築工事 【コンクリート	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 強度試験を適切に実施し、結果に基づく強度判定を行っている。 2. スランプ、アルカリ反応測定や打設時温度の確認を行い、仕様書の値を満足している。 3. 構造部材の断面寸法を計測し、許容差に収まっている。 4. 工事現場内運搬に際し、適切な輸送管の呼び寸法で実施している。 5. 打継ぎにおいて、適切な場所（スパン）と必要な処置を行い、実施している。 6. 締固めにおける振動機を適切に配備し、打込み各層ごとに使用している。 7. 養生中の適切な管理（低温時、乾燥時）を行っている。 8. 型枠を適切な存置期間の後、取り外している。 9. その他 理由：				☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e	
I. 品質				評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。	
	(4) 建築工事 【鉄骨工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 鉄骨製作工場を適切に選定し、監督員の承諾を得ている。 2. 鉄骨製作工場における品質管理（品質試験、製作精度等）が適切に行われた記録を監督員に提出している。 3. 高力ボルトの締付けが適切な方法で行われている。 4. 高力ボルトの締付け確認記録が整備され、監督員の検査を受けている。 5. 普通ボルトの接合において必要な座金と残り山が確保されている。 6. 溶接部において、溶接に支障となるものを除去し、最小ビード長さを満足している。 7. 溶接の着手前及び作業中ならびに完了後に、各項目について、試験、計測または確認を行い、監督員に記録を提出している。 8. 錆び止め塗装を適切に実施している。 9. 工事現場施工におけるアンカーボルトには必要なナット及び座金を用い、残り山が確保されている。 10. その他 理由：				☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e	
				評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。	

別表第3（その27）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(5) 建築工事 【コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 補強コンクリートブロック造の目地幅が適切に配置されている。 2. 壁鉄筋の最小かぶり厚さが確保されている。 3. 壁鉄筋の重ね継ぎ手長さと定着長さが確保されている。 4. ブロック積みの1日積上げ高さを考慮し、施工している。 5. モルタル又はコンクリートと接するブロック面に水湿しを行っている。 6. ボルト、とい受金物、配管の支持金物等の埋込みを目地位置としている。 7. パネル接合部の目地を適切に実施している。 8. パネル幅の最小限度を確保している。 9. パネルの取付け工法を種別に沿い実施している。 10. その他 理由：				☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質				評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(6) 建築工事 【防水工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 防水層の施工時に監督員の検査を受けている。 2. 防水層の工法種別に適した作業工程を適切に行っている。 3. 下地処理を適切に行っている。 4. アスファルト防水での出隅、入隅の増張りを適切に行っている。 5. 各種防水でのルーフィングやシート類の継ぎ目の重ねを適切に行っている。 6. 各種防水での必要となる目地処理を適切に行っている。 7. 防水末端部やルーフドレン、配管等の取り合い箇所の処理を適切に行っている。 8. 塗膜防水での塗膜厚試験を行い、空缶検収にて使用量が把握できる。 9. シーリング前の下地処理を適切に実施している。 10. 2成分系シーリング材を用いる場合は、適切に混合させていることが確認できる。 11. その他 理由：				☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 13. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

別表第3（その28）（第5条関係）

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ I. 品質	(7) 建築工事 【石工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 石材の加工でののみ込み部分の仕上げが確認できる。 2. 下地面の寸法精度を保っていることが確認できる。 3. 取付け金物（SS400）への錆止め塗装を適切に実施している。 4. あと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。もしくは監督員の承諾を得て省略している。 5. その他 理由： <				

別表第3（その29）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 品質	(9) 建築工事 【木工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 木材及び合板等の出荷証明書を監督員に提出している。 2. 木材の工事現場搬入時の含水率を適切に計測している。 3. 釘の長さを適切なもので使用している。 4. 防腐、防蟻、防虫処理を必要に応じて適切に実施している。 5. 各場所（継手、仕口、取付け等）に適した工法により適切に実施している。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
	(10) 建築工事 【屋根及びとい工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 長尺金属板葺での下葺材の重ね合わせ等を適切に実施している。 2. 折板葺でのタイトフレームと下地材の接合に適した溶接と錆止めを行っている。 3. 折板葺での重ね形の折板の固定を適切に行っている。 4. 折板葺での重ね形のけらば納めを適切に行っている。 5. とい受け金物の取付け間隔を適切に確保している。 6. その他 理由：	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ I. 品質	(11) 建築工事 【金属工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 製品等を取り付けるための受材の設置を構造体の施工時に行っている。 2. あと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。 3. 軽量鉄骨天井下地では、野縁受、吊りボルト及びインサートを適切な間隔で設置している。 4. 軽量鉄骨天井下地での開口部補強を適切に行っている。 5. 軽量鉄骨天井下地での吊りボルトの水平、斜め補強を行っている。 6. 軽量鉄骨壁下地では、スタッド、ランナー及びスペーサーを適切な間隔で設置している。 7. 軽量鉄骨壁下地での触れ止めを適切に配置している。 8. 軽量鉄骨壁下地での開口部補強を適切に行っている。 9. 金属成形板張りでは仕様書に伴う取付け方法と合致している。 10. アルミニウム製笠木での笠木本体と固定金具との取付けや笠木同士の継手部は、適した方式により行っている。 11. その他 理由： 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d			① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限を c 評価とする。		☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・ d ☐ 13. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・ e
	(12) 建築工事 【左官工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. コンクリート面等の下地処理を適切に行っている。 2. モルタル塗りでの下地や施行箇所に応じた塗厚の管理が行われている。 3. モルタル塗りでの施工箇所による1回の塗厚を適切に管理している。 4. モルタル塗りでの壁塗りの下塗り面は内装下塗り用軽量モルタルの場合を除き、目荒らしを行っている。 5. モルタル塗りでの床塗りの目地を適切に配置している。 6. 床コンクリート直均し仕上げの床面の仕上りの平たんさを適切に管理している。 7. 床コンクリート直均し仕上げでの屋内の床仕上げの種類（ビニル系、合成樹脂塗り等）が薄い場合は、三工程での仕上げとしている。 8. セルフレベリング材塗りでの塗厚管理を行っている。 9. 仕上げ塗材仕上げでの塗材の種類や仕上げの形状等に応じた所要量と塗り回数の確認を適切に行っている。 10. せつこうプラスター塗りでの下地に応じた塗り工程と塗厚が適切に行われている。 11. 耐火被覆等の吹付けでの吹付け厚さの管理を適切に行っている。 12. その他 理由： 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d			① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限を c 評価とする。	

別表第3（その31）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(13) 建築工事 【建具工事】			「評価対象項目」 1. アルミニウム製建具や樹脂製建具での枠、くつずり、水切り板等のアンカーを適切な間隔に配置している。 2. 鋼製建具や鋼製軽量建具での材料承認は現地での実測をもとに監督員の承諾を受けている。 3. 鋼製建具や鋼製軽量建具での枠類や戸の組立において、各部に応じて適切な工法で実施している。 4. ステンレス製建具の裏板、補強板の類に錆止め塗料を適切に行っている。 5. ステンレス製建具の雨掛り部分において、適切にシーリングが施されている。 6. 木製建具の各部に応じて適切な工法で実施している。 7. 自動ドア開閉装置でのマットスイッチのリード線接続部に適切な防水処理が行われている。 8. 自動ドア開閉装置での床又は屋外に設置する開閉機構埋込み部分及びマットスイッチのマット敷込み部分に適切に排水管を設けている。 9. 重量シャッターや軽量シャッター、オーバーヘッドドアでのガイドレールのアンカーを適切な間隔で取り付けしている。 10. 軽量シャッターでのスラットとガイドレールのかみ合せを適切な長さで行っている。 11. 外部に面する複層ガラス、合わせガラス、網入り板ガラス及び線入りガラスを用いる下端ガラス溝に適切に水抜き孔を設けている。 12. ガラスブロック積みでの目地を適切に配置している。 13. ガラスブロック積みでの壁用金属枠は、適切な間隔で躯体に固定されている。 14. その他 理由：				□ 15. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 16. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質				評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。				
	(14) 建築工事 【塗装工事】			「評価対象項目」 1. 塗装場所の気温、湿度管理を適切に行っている。 2. 塗料塗りでの空体検収による塗付け量を確認している。 3. 塗料塗りでの塗付け回数が適切であることが確認できる。 4. 素地ごしらえを各材料面に応じた工程に沿って実施している。 5. 各塗料塗りに応じた工程に沿って実施している。 6. 塗装面の仕上げ確認において、見本帳の提出又は見本塗板を作製している。 7. その他 理由：				□ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d □ 9. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。				

別表第3（その32）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 品質	(15) 建築物工事 【内装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 下地の状況を確認した上で施工した。 2. カーペット敷きでのグリッパー工法において、上敷きの敷詰めは伸張用工具で規定の張力で適切に固定している。 3. 合成樹脂塗床での各仕上げに応じた工程に沿い、気温、湿度管理も適切に行っている。 4. フローリング張りでの釘留め工法において、フローリングボード張りでの継手を乱に行っている。 5. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでの壁の上張りは縦張りとし、水平方向に継目を設けていない。 6. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでのボード類を下地材に直接張付けする場合の留付け間隔を適切に行っている。 7. せっこうボード、その他ボード及び合板張りでのせっこうボードのせっこう系直張り用接着剤による直張り工法において、 接着剤の間隔を適切に確保している。 8. 壁紙張りでの接着剤使用量を管理している。 9. 断熱材現場発泡工法での断熱材の吹付け厚さを管理している。 10. その他 理由： 評価値が95%以上・・・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d				☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 12. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
	(16) 建築物工事 【ユニット及びその他の工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. ユニット工事等でのフリーアクセスフロアにおいて、構成材の寸法精度を適切に管理している。 2. ユニット工事等でのフリーアクセスフロアにおいて、工法が製造所の仕様に適して行われている。 3. ユニット工事等での可動間仕切及び移動間仕切において、上下レールやハンガーレールの躯体又は下地（補強材）への固定用の あと施工アンカーでの引抜き耐力試験を実施している。もしくは監督員の承諾を得て省略している。 4. ユニット工事等での移動間仕切において、ハンガーレール取付け下地の補強を適切に行っている。 5. ユニット工事等でのカーテン及びカーテンレールにおいて、カーテンの下端、重なりを適切に確保している。 6. ユニット工事等でのカーテン及びカーテンレールにおいて、カーテンレールの吊り位置を適切に行っている。 7. ユニット工事等でのプレキャストコンクリート工事において、鉄筋のかぶり厚さを管理している。 8. ユニット工事等でのコンクリート間知ブロック積みにおいて、合端合せに適切な道具を用いている。 9. その他 理由： 評価値が95%以上・・・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d				☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e

- ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。
② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。
評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。

- ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。
② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。
評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。

[illegible][illegible][illegible]

別表第3（その34）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(19) 電気設備工事 電気受・変電・通 信 【照明、コンセ ント、盤類関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 事前に照度分布の確認がされ、それに基づき照明が配置・設置されている。 2. 照明器具やスイッチ類、コンセント等の取付けが適切に施工されている。 3. 各種盤の取付けが適切に施工されている。 4. 配線の極性が間違いないことが確認できる。 5. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 6. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 7. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 8. その他 理由：				☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質				評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(20) 電気設備工事 電気受・変電・通 信 【受変電、電力貯 蔵、発電設備関 係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. キュービクルや直流電源装置、発電機等の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. その他 理由：				☐ 6. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
				※電力貯蔵設備・・・直流電源装置、UPS ※発電設備・・・各種発電機、太陽光・風力発電設備 評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(21) 電気設備工事 電気受・変電・通信	☐	☐	「評価対象項目」 1. 機器の取付が適切に施工されている。 2. 端子盤等の取付けが適切に施工されている。 3. 機器収納ラック等の取付が適切である 4. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d
I. 品質	【通信、情報、消防設備関係】	☐	☐					
	(22) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【配管及びダクト工事】	☐	☐	「評価対象項目」 1. スリーブ、インサートの設置に伴い、設置位置を監督員と協議して決めている。 2. スリーブ、インサートが適切な材料、方法で施工されていることが確認できる 3. あと施工アンカーの穿孔した孔の径や深さ、清掃が写真で確認できる。 4. あと施工アンカーの強度試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 配管施工に際し、必要な勾配を取っていることを確認している。 6. 不可視部の絶縁処理がされていることが確認できる。 7. 配管完了後、使用前に管内洗浄が必要なものについて、洗浄が実施されたことが確認できる。 8. 管の切断面が平滑に仕上げていることが確認できる。 9. 配管等の固定方法や支持間隔等が適切に施工されている。 10. 2以上の管が平行に埋設される箇所、適切な離隔が確保されていることが確認できる。 11. 埋設配管の掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 12. 埋設配管の標識シートが適切に敷設されている。 13. 防火区画の壁や延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 14. 保温材が他の部材に支障なく、保温効果を減じないように施工されていることが確認できる。 15. 各種塗装工程の工程間隔時間等が材料の種類、気象条件等に応じて適切に行われていることが確認できる。 16. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 18. その他 理由：				☐ 18. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d
		☐	☐	評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。	☐ 19. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e		

別表第3（その36）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(23) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【空調と設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 空気調和設備の据付けが適切に施工されている。 2. 吊り及び支持が振れ止め支持が施され、堅固に取付けられていることが確認できる。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 5. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質	(24) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【自動制御設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 自動制御設備の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. その他 理由：				☐ 6. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
	(25) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【給排水衛生設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 延焼防止処理を要する床の貫通処理が適切に施工されている。 2. 給排水衛生設備の据付けが適切に施工されている。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 5. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 6. その他 理由：				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e

別表第3（その37）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(26) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【ガス設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. ガス設備の据付けが適切に施工されている。 2. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 3. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. その他 理由：				☐ 6. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質	(27) 機械設備工事 給排水・衛生 空調・瓦斯 【浄化槽設備工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 浄化槽設備の据付けが適切に施工されている。 2. 浄化槽周りの掘削及び埋め戻しが適切に施工されている。 3. 埋設配管と浄化槽との接続は、浄化槽内部に水が浸入しがたいよう施工されている。 4. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 7. その他 理由：				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
	(28) 取壊し工事	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 埋め戻しが適切な材料及び方法で施工されている。 2. 再利用品は、損傷のないように適切に取り外している。 3. 部分的な取壊しについて、残置部分に影響がないように施工していることが確認できる。 4. 撤去完了時に、監督員の立会いにより確認している。 5. その他 理由：				☐ 6. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e

項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(29) その他工事 外溝・その他土木工事 【排水工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 排水管材料に適した根切りとし、管の中心線程度まで埋め戻し、転圧を行っている。 2. 排水樹と排水管の接合部では、排水管を樹の内面に突き出させている。 3. 遠心力鉄筋コンクリート管でのゴム結合において、目安線まで引き込んでいる。 4. 硬質ポリ塩化ビニール管でのマンホール及び樹との取付け部において、管材の加工を適切に行ったものを用いている。 5. 管材以外の排水材料において、適切な根切と埋め戻し、転圧を行っている。 6. 排水材料の据付において基礎構造の施工が適切である。 7. 排水材据付において高さや勾配等を適切に管理している。 8. 通水試験を実施している。 9. その他 理由：				☐ 10. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 11. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
I. 品質				評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			
	(30) その他工事 外溝・その他土木工事 【舗装工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 路床や路盤での仕上り面の許容差を管理している。 2. 路床を盛土とする場合において、一層の仕上り厚さを適切に管理している。 3. 添加材料による路床安定処理において、添加量について監督員の承諾を受けている。 4. 路床施工後の試験を適切に行なっている。 5. 路盤施工後の試験を適切に行なっている。 6. 路盤での一層の仕上り厚さを適切に管理している。 7. アスファルト混合物等の抽出試験を実施している。 8. アスファルト舗装での厚さの許容差を管理している。 9. アスファルト混合物等の混合時温度を確認している。 10. アスファルト舗装での施工時の気温を確認している。 11. アスファルト舗装でのアスファルト乳剤の散布において、散布量を管理している。 12. アスファルト混合物等の敷均し時の合材温度を確認している。 13. アスファルト舗装での表層及び基層の経目が適切である。 14. アスファルト舗装でのシールコートの施工では、アスファルト乳剤及び砂又は単粒度碎石の散布量を管理している。 15. アスファルト舗装でのコア採取を適切に実施している。 16. コンクリート舗装で溶接金網を打ち込む場合の重ねを管理している。 17. コンクリート舗装での目地を適切に配置している。 18. コンクリート舗装でのコア採取を適切に実施している。 19. 砂利敷きでの種別に応じた厚さ管理を行っている。 20. その他 理由：				☐ 21. 品質関係の管理方法が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・d ☐ 22. 品質関係の管理方法が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・e
				評価値が95%以上・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限をc評価とする。			

[illegible]

別表第3（その39）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ I. 品質	(31) その他工事 外溝・その他土木 工事 【植栽工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 樹木等に応じた有効土層の厚さを確保している。 2. 種別に応じた植栽基盤整備を行っている。 3. 芝張りにおいて、目土量の管理を行っている。 4. 芝張りにおいて、平地や法面に適した張り方を行っている。 5. 屋上緑化において、植栽基盤を適切に施工している。 6. 屋上緑化での水抜き管及びブルーフトレンにおいて、目詰まり及び土壌流出防止用カバー等を設けている。 7. その他 理由：_____ 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限を c 評価とする。				☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・ d ☐ 9. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・ e
	(32) その他工事 【その他工事】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	a	b	c	d	e
				「評価対象項目」 1. 隠蔽部分における施工の品質が適切である。 2. 作業工程、手順が適切である。 3. 工場製作機器の試験及び検査記録が揃っている。 4. 各種試験が適切な時期に適切な方法で実施され、記録されている。 5. 機能及び性能に関する試運転、確認方法等が適切である。 6. その他 理由：_____ 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・ d ① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合は上限を c 評価とする。				☐ 7. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。又は、評価対象項目数が4項目以下で評価値が60%未満の場合。 上記該当の場合・・・ d ☐ 8. 品質関係の管理方法が不適切であつたため、検査員が修補指示を行った。 上記該当の場合・・・ e

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(1) 建築工事			「評価対象項目」 【壁・床・天井】				
Ⅱ. 出来ばえ		☐	☐	1. クロスやタイル等に浮きやはがれ、凹凸等がない				
		☐	☐	2. 不要な段差等がなく取り合い部分の納まりがよい				
		☐	☐	3. 天井材に、たわみやふくれがない。				
		☐	☐	4. 点検口の位置が梁やダクト等と干渉していない。（天井）				
		☐	☐	5. 塗装の塗りむら、色むらが無い。				
		☐	☐	6. 仕上げ表面に傷、汚れ、補修跡がない				
		☐	☐	7. 適切なクリーニングが行われ、施工時の残材、埃等がない。				
		☐	☐	8. 既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上りである				
		☐	☐	9. 木材使用に際して、木目やふしに配慮しており、隙間、きしみ等がない。				
		☐	☐	10. クロス等に余計な継ぎ目がない。				
		☐	☐	11. 設備工事との取り合いが良い。				
		☐	☐	12. ビスの抜けやミス孔がない。				
		☐	☐	【家具・建具】				
		☐	☐	13. ガタツキがなく、水平に取り付けられている（傾きや隙間がない）				
		☐	☐	14. 壁との取り合い部分に不要な段差等がなく納まりがよい。				
		☐	☐	15. 作動状態が良好である。				
		☐	☐	16. 傷、汚れ、補修跡がない				
		☐	☐	17. 扉が壁と干渉しないよう戸あたり等が設置されている。				
		☐	☐	18. 使い勝手や使用者の安全に配慮されている。				
		☐	☐	19. 塗装の塗りむら、色むらが無い。				
		☐	☐	【屋根・外壁・樋】				
		☐	☐	20. 塗装や防水材の塗りむら、色むら等がない。				
		☐	☐	21. 凹凸等がなく平坦に仕上げられている（屋根）				
		☐	☐	22. 取り合い部分の納まりがよい。				
		☐	☐	23. モルタルやタイルに浮きやクラックがない。（外壁）				
		☐	☐	24. 適切なクリーニングが行われ、施工時の残材、埃等がない。				
		☐	☐	25. 傷、汚れ、補修跡がない				
		☐	☐	【コンクリート付帯部分等】				
		☐	☐	26. ジャンカ、割れ、欠けがない。				
		☐	☐	27. ヘアークラック、あばた（気泡）がない。				
		☐	☐	28. 傷、汚れ、補修跡がない。				
		☐	☐	29. 塗装等の塗りむら、色むらが無い。				
		☐	☐	【共通】				
		☐	☐	30. 品質評価において指摘事項が無い。				
		☐	☐	31. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。				
		☐	☐	32. その他				
				理由：				
				評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a				
				評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a'				
				評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b				
				評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b'				
				評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c				
				評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				
				① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。				
				② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。				
				評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数				
				③ 評価対象項目数が4項目以下の場合にはc評価とする。				

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2) 電気設備工事 (電気・受変電・通信)	☐	☐	「評価対象項目」 1. 照明器具、コンセント、盤類等が水平に取り付けられている。（傾きや隙間がない） 2. 器具や配管等にガタツキがない。 3. 配管等の塗装箇所に塗りむら、色むらが無い。 4. 配線や配管、盤類等が行き先系統別に整然と配列されている。 5. 天井材やタイルの割付に合わせて、照明器具等が配置されている。 6. 音や揺れ等が正常範囲で、機器又はシステムとして、運転状態が良好である。 7. スイッチ等に系統の表示がある。 8. 操作マニュアルを作成するなど、運転操作が容易となるような配慮がある。 9. 製品に傷、汚れ、補修跡がない。 10. 人が触れるような箇所の配管の固定金物やビス等に保護キャップをするなど、安全面に配慮している。 11. 関連工事の機器や配管等との調整がされ、バランス良く整とんされている 12. 設計図書以上の環境負荷低減への対策がなされている。 13. 使い勝手への配慮がされている。 14. 開口部の復旧が良好である。 15. 点検口の位置が梁やダクト等と干渉していない 16. 品質評価において指摘事項が無い。 17. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。 18. その他 理由：				
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d								

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2) 電気設備工事 (電気・受変電・通信)	☐	☐	「評価対象項目」 1. 照明器具、コンセント、盤類等が水平に取り付けられている。（傾きや隙間がない） 2. 器具や配管等にガタツキがない。 3. 配管等の塗装箇所に塗りむら、色むらが無い。 4. 配線や配管、盤類等が行き先系統別に整然と配列されている。 5. 天井材やタイルの割付に合わせて、照明器具等が配置されている。 6. 音や揺れ等が正常範囲で、機器又はシステムとして、運転状態が良好である。 7. スイッチ等に系統の表示がある。 8. 操作マニュアルを作成するなど、運転操作が容易となるような配慮がある。 9. 製品に傷、汚れ、補修跡がない。 10. 人が触れるような箇所の配管の固定金物やビス等に保護キャップをするなど、安全面に配慮している。 11. 関連工事の機器や配管等との調整がされ、バランス良く整とんされている 12. 設計図書以上の環境負荷低減への対策がなされている。 13. 使い勝手への配慮がされている。 14. 開口部の復旧が良好である。 15. 点検口の位置が梁やダクト等と干渉していない 16. 品質評価において指摘事項が無い。 17. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。 18. その他 理由：				
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d								

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(2) 電気設備工事 (電気・受変電・ 通信)	☐	☐	「評価対象項目」 1. 照明器具、コンセント、盤類等が水平に取り付けられている。（傾きや隙間がない） 2. 器具や配管等にガタツキがない。 3. 配管等の塗装箇所に塗りむら、色むらが無い。 4. 配線や配管、盤類等が行き先系統別に整然と配列されている。 5. 天井材やタイルの割付に合わせて、照明器具等が配置されている。 6. 音や揺れ等が正常範囲で、機器又はシステムとして、運転状態が良好である。 7. スイッチ等に系統の表示がある。 8. 操作マニュアルを作成するなど、運転操作が容易となるような配慮がある。 9. 製品に傷、汚れ、補修跡がない。 10. 人が触れるような箇所の配管の固定金物やビス等に保護キャップをするなど、安全面に配慮している。 11. 関連工事の機器や配管等との調整がされ、バランス良く整とんされている 12. 設計図書以上の環境負荷低減への対策がなされている。 13. 使い勝手への配慮がされている。 14. 開口部の復旧が良好である。 15. 点検口の位置が梁やダクト等と干渉していない 16. 品質評価において指摘事項が無い。 17. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。 18. その他 理由：				
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d								

別表第3（その42）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び 出来ばえ	(3) 機械設備工事 (給排水・衛生・ 空調・瓦斯)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 機器類が水平に取り付けられている。（傾きや隙間がない） 2. 器具や配管等にガタツキがない。 3. 配管等の塗装箇所に塗りむら、色むらが無い。 4. 配管部の接続箇所が無意味に無い。（必要以上に無い） 5. 配線や配管、盤類等が整然と並べられている。 6. 天井材やタイルの割付に合わせて、器具等が配置されている。 7. 音や揺れ等が正常範囲で、機器又はシステムとして、運転状態が良好である。 8. リモコン等に系統の表示がある。 9. 操作マニュアルを作成するなど、運転操作が容易となるような配慮がある。 10. 製品に傷、汚れ、補修跡がない。 11. 人が触れるような箇所の配管の固定金物やビス等に保護キャップをするなど、安全面に配慮している。 12. 関連工事の機器や配管等との調整がされ、バランス良く整とんされている。 13. 設計図書以上の環境負荷低減への対策がなされている。 14. 使い勝手への配慮がされている。 15. 開口部の復旧が良好である。 16. 点検口の位置が梁やダクト等と干渉していない。 17. 品質評価において指摘事項が無い。 18. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。 19. その他 理由：					
Ⅱ. 出来ばえ				評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。				
	(4) 機械設備工事 (昇降機・舞台機構 その他)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価対象項目」 1. 操作マニュアルを作成するなど、運転操作が容易となるような配慮がある。 2. 製品に傷、汚れ、補修跡がない。 3. 設計図書以上の環境負荷低減への対策がなされている。 4. 機器又はシステムとして、運転状態が正常である。 5. 関連工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 6. 使い勝手への配慮がされている。 7. 品質評価において指摘事項が無い。 8. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。 9. その他 理由：					
				評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d	① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。				

別表第3（その43）（第5条関係）

別表第3（その43）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表		検 査 員 用						
項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(5) 取壊し工事	☐	☐	「評価対象項目」 1. 取壊し対象物及び対象材の散乱が無い。 2. 周辺への影響は無かった。 3. その他 理由：_____				
Ⅱ. 出来ばえ		☐	☐					
		☐	☐					
				評価値が95%以上・・・・・・・・・・a， 評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・a’ 評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・b， 評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・b’ 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d				
				① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。 ② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ③ 評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。				

別表第2（その44）（第5条関係）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 表

検査員用

項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	(6) その他工事 (外構・その他工 事)	☐	☐	「評価対象項目」				
Ⅱ. 出来ばえ		☐	☐	【排水工事】				
		☐	☐	1. 側溝が水平または垂直に設置されている。				
		☐	☐	2. 目地切れがない。				
		☐	☐	3. 部材同士に段差がない。				
		☐	☐	4. 製品に割れや欠け、汚れの付着がない。				
		☐	☐	5. 製品に補修跡がない。				
		☐	☐	6. 現地の目視で漏水は確認できない。				
		☐	☐	7. その他				
				理由：				
		☐	☐	【舗装工事】				
		☐	☐	8. 周囲に合材の散乱がない。				
		☐	☐	9. アスファルト乳剤の飛散がない。				
		☐	☐	10. 構造物への合材の付着がない。				
		☐	☐	11. 凹凸等がなく平坦に仕上げられている				
				12. その他				
				理由：				
		☐	☐	【植栽工事】				
		☐	☐	13. 整枝剪定を行い、個々の樹木整姿が良い。				
		☐	☐	14. 枯死や病気がない。				
		☐	☐	15. 樹木に害虫等の付着がない。				
		☐	☐	16. 落葉、枝、ゴミ等の散乱がない。				
		☐	☐	17. 支柱の組立てで釘や鉄線の端部処理が適切に処理されている。				
		☐	☐	18. 支柱の取り付けが堅固である。				
		☐	☐	19. 張芝及び筋芝の法肩は、耳芝で仕上げられている。				
		☐	☐	20. 張芝は、所定の芝串で打ち固めている。				
		☐	☐	21. その他				
				理由：				
		☐	☐	【その他工事】				
		☐	☐	22. きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。				
		☐	☐	23. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。				
		☐	☐	24. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。				
		☐	☐	25. 色調が均一であり、色むら等がなく、美観が良い。				
		☐	☐	26. 設計図書の環境負荷低減への対策がなされている。				
		☐	☐	27. 品質評価において指摘事項がない。				
		☐	☐	28. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。				
		☐	☐	29. 創意工夫により保守点検や美観に優れる点がある。				
				評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a				
				評価値が90%以上95%未満・・・・・・・・ a'				
				評価値が85%以上90%未満・・・・・・・・ b				
				評価値が80%以上85%未満・・・・・・・・ b'				
				評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c				
				評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				
				① 「評価対象項目」のうち、該当する項目を選択する。				
				② 対象評価項目数を分母として比率計算の値で評価する。				
				評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数				
				③ 評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。				